

第19回宮城県産業振興審議会 農業部会

日 時 平成27年8月20日（木）
午後2時30分から午後4時30分まで

場 所 宮城県庁4階 特別会議室

1 開会

○司会

ただ今から第19回宮城県産業振興審議会農業部会を開催いたします。
開会に当たり、農林水産部長の後藤から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○後藤部長挨拶

本日は大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。委員の皆様方には、日頃、本県の農林水産行政全般にわたり、御支援、御協力を頂きまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、5月に開催されました前回の農業部会におきましては、見直し後の基本計画の素案について御議論いただき、その際に、農業の有する公益的機能について、県民と認識を共有することの必要性、地域優位性を活かした県産品のブランド化に当たっての、消費者と農業者の相互理解の重要性など、幅広く貴重な御意見を賜りました。

これらの御意見を踏まえて作成しました見直し後の基本計画の中間案につきまして、皆様方にも御出席いただきましたが、8月7日に開催しました産業振興審議会の全体会において御議論いただいたところでございます。

全体会におきましては、地域に活力を生み出す地方創生の動きを踏まえつつ、地域の基幹産業である農業を再生し、競争力をより一層強化するほか、豊かな自然環境など地域資源を生かした集客交流や移住・交流者による地域づくりなど、多様な主体と連携し地域の実情に応じた農村の維持・活性化に取り組む必要があると考えております。

本日の部会におきましては、先の全体会での議論を踏まえ、さらに御審議いただき、9月に予定しておりますパブリックコメントに向けて、中間案を取りまとめていただきたいと考えております。

委員の皆様からの貴重な御意見を頂戴しながら、農業の再生、農村の維持・活性化に資する計画をこの中に盛り込んでいきたいと考えているところでございますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

3 出席者紹介

○司会

本日は、今年度第2回目の部会となりますが、先日7月29日より、産業振興審議会の第8期委員が委嘱されております。新たに委員になられた方もおりますので、事務局から本日御出席の委員の皆様を、お手元の出席者名簿により御紹介させていただきます。

東北大学大学院農学研究科教授 伊藤房雄部会長でございます。

株式会社はなやか代表取締役 伊藤恵子委員でございます。

「MIDORIなヤサイ」代表 斉藤緑里委員でございます。

有限会社川口グリーンセンター代表取締役 白鳥正文委員でございます。

みやぎ生活協同組合地域代表理事 大友恵里子委員でございます。

続きまして、専門委員の方々をご紹介させていただきます。

有限会社アグリードなるせ代表取締役社長 安部俊郎委員でございます。

加美よつば農業協同組合営農販売部長 後藤利雄委員でございます。

4 会議成立宣言

○司会

本日、伊藤秀雄委員、今野高委員は所用により欠席するとの御連絡をいただいております。また、株式会社イグナルファーム代表取締役の阿部聡委員、株式会社ゆいネット代表取締役の稲葉雅子委員からは出席の御報告をいただいておりますが、若干、遅れているという状況でございます。

本会議の定足数は委員11名に対し、本日は7名の委員の出席を頂いております。産業振興審議会条例第5条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

5 議事

(1) 「みやぎ食と農の県民条例」に基づく「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しについて

○司会

それでは、議事に入りたいと思います。

会議は、産業振興審議会条例の規定に基づき部会長が議長となって議事を進めることとなっております。ここからは部会長に議事進行をお願いいたします。伊藤部会長、よろしくをお願いいたします。

○伊藤部会長

ただ今、甲子園では決勝戦となっておりますが、高校生の熱い思いに負けないよう、ぜひ今日も建設的な議論をしていただければと思います。御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、本審議会は平成12年度の第1回の会議の際「公開する」と決定しておりますので、当部会も公開として進めさせていただきます。それでは議事に入りたいと思います。はじめに、議事(1)「みやぎ食と農の県民条例」に基づく「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しについて、事務局から説明願います。

○農業振興課 高橋課長

事務局を担当しております農業振興課の高橋と申します。よろしく申し上げます。

それでは「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る中間案について、主な変更のポイントを中心に御説明させていただきます。これまで、前回の5月の農業部会で御議論をいただいた後、その内容を踏まえて作成しました中間案について、先日行われた審議会の全体会で御議論いただいたところでございます。

はじめに、資料1を御覧下さい。この資料は、中間見直しに係る主な変更のポイントについて、まとめた資料となります。1ページ目は、基本構成の主な変更ポイントについて、

2 ページ目は、施策の推進方向の主な変更ポイントを、そして3 ページ目には、推進指標見直しの主な変更ポイントなどについて記載しております。ポイントを全て集約した資料ということでみていただければと思います。

それでは、最初に、基本構成の主な変更ポイントについて説明いたします。

資料2を御覧下さい。これは、計画の基本構成を示した資料となります。左側に現行計画の構成、中央に見直し案を、右側に見直した内容について、吹き出しで説明しております。

中央の見直し案のところをみていただきたいのですが、「第1章 基本的な考え方」につきましては、新たな項目として、第4節 「目標実現に向けた関係者の役割」を追加いたしました。これは、「みやぎ食と農の県民条例」第3条から第6条に掲げている役割と責務について、その認識を高め、行動への一助となるよう具体的に記載させていただきました。

第2章及び第4章についても、構成を見直しております。特に第4章におきましては、現行計画では、施策体系や推進指標の構成が分かりづらいため、第1節として「施策の推進方向体系図」、第3節として「推進指標一覧」を新たに追加いたしました。なお、本文の記載に関しては、図や写真も用いながら、より理解しやすいレイアウトと表現に見直しております。

続きまして、別冊1を御用意願います。これは中間案の本文になりますが、2 ページ目をお開き下さい。

目標実現に向けた関係者の役割として、県民・食品関連事業者等、農業者、農業関係団体、市町村、県のそれぞれの役割について新たに追加した内容でございます。なお、8月7日に開催されました審議会におきまして、県民をはじめ食関連産業に携わる方々の御理解や幅広い支援、支持を得ながら進めることが大切との御意見をいただきましたことから、記載の順番について訂正し、このような並びにしております。

4 ページを御覧下さい。ここは、これまでの構成について見直しを行いました。1 「東日本大震災の発生」、2 「食を取り巻く情勢」として3項目、3 「農業を取り巻く情勢」

として7項目、4「農村を取り巻く情勢」として3項目、5「国による新たな農政改革」とし、グラフや表も組み入れながらまとめております。

13ページを御覧下さい。「第3章 計画で目指す将来の姿」でございます。一部字句を修正しておりますが、現行計画の将来像は踏襲しております。

15ページを御覧下さい。ここは、農業・農村の見通し及び目標という項目になりますが、現在、園芸振興プランの見直しや畜産における計画の見直しも平行して行っている段階でございます。そうしたことから、平成32年の目標値につきましては、検討中とさせていただきますので、この点につきましては御了承いただければと思います。

19ページを御覧下さい。ここから「第4章 食と農の振興に関する施策の推進方向」についての記載が始まりますが、最初に施策の推進方向体系図を新たに加えております。20ページから各施策の推進方向を具体的に記載している本文となります。今回の見直しに当たり、図や写真も組み入れながら、より理解しやすいレイアウトと表現へ見直しております。

それでは、次に、施策の推進方向の主な変更ポイントについて御説明いたします。資料3を御覧下さい。左側に現行計画における施策の推進方向、中央に見直した推進方向案を、右側に新たな取組や拡充した主な内容について記載しております。

現行の施策は14の施策数で構成されておりますが、今回1つ増えて15の施策となっております。これは、これまで、園芸と畜産で1つの施策を構成しておりましたが、園芸、畜産各々の一層の振興を図る観点から、施策7として「園芸の競争力の強化」を打ち出し、稲作に特化した経営からの転換も進めて行くものでございます。

施策8「畜産の生産基盤強化と畜産物の安定供給」につきましては、園芸との施策分離によりこの施策名としております。

左側の現行の施策2「環境にやさしい農業の推進」につきましては、その位置づけをローマ字数字で示されている基本項目「Ⅲ 農業・農村の多面的な機能の発揮」へ施策13として移動しております。これは、構成している取組項目が、平成27年度から法律に基づく制度として位置づけられ、行われているところからでございます。

施策6「水田フル活用による多様な作物生産の振興」につきましては、取り組む内容の拡充により施策名も変更しております。

施策14「中山間・沿岸地域等における農業振興と農村活性化」につきましては、取り組む内容の拡充に伴い施策名を変更しております。

次に、それぞれの施策を構成している取組項目につきまして、今回、新たな取組項目といたしまして、8つの項目を新規に設け推進を図りたいと考えております。真ん中の段の新規と記載のある取組になります。

施策1では③「安全確保に向けた指導及び検査の徹底」、施策4では②「次代の農業を牽引する先進的経営体の育成・支援」、施策7では②「先進的施設園芸の振興」及び③「土地利用型農業における露地園芸の振興」、施策10では、②「スマート農業の取組推進」、施策12では②「再生可能エネルギーの活用の推進」、施策14では③「食品関連企業等の誘致による雇用と所得の創出」及び④「鳥獣被害対策等による農作物被害の低減」となります。以上が項目、章立ての確認になりますが、次に、これらの新たな取り組み・拡充した取り組みの内容について、具体的に御説明したいと思います。

配布資料の別冊2を御覧下さい。

資料の構成は、左側に施策とその施策を構成している項目があり、項目ごとに主な取り組みの内容が記載されております。右側は、新たな取り組みや拡充した内容を中心に説明しております。まず、1ページ「施策1 農畜産物の安全確保の推進」を見ていただきたいと思っております。

放射性物質対策、農薬の適正使用等に関する御提案をいただいております。そのため、「安全確保に向けた指導及び検査の徹底」という項目を新たに設け、県産農畜産物の計画的な放射性物質検査と公表、農薬販売店等の検査・指導を行いながら、安全・安心な農畜産物の供給に努めたいと考えております。

次に、「施策4 活力ある担い手の確保・育成」を見ていただきたいと思っております。

経営体の規模拡大・多角化に対応した支援、震災後に設立された法人等の経営安定化支援の必要性について審議会から御提案をいただいております。そのような観点から、新た

に「次代の農業を牽引する先進的経営体の育成・支援」という項目を設け、震災後に設立された経営体の育成に向け発展段階に応じた支援を展開しながら、若い人たちが魅力を感じる先進的経営体の育成に努めてまいります。

次に、「施策7 園芸の競争力の強化」に関してでございます。

これまでは、園芸と畜産で1つの施策を構成しておりましたが、さらなる園芸振興を図る観点から、新たに打ち出した施策となっております。内容につきましては、①「産地強化による園芸の振興」、②「先進的施設園芸の振興」、③「土地利用型農業における露地園芸の振興」の3つの取り組みを柱に園芸の競争力の強化を図ってまいります。特に、内陸部と沿岸部では状況が異なってきておりますので、それぞれの地域特性に応じた園芸の振興に取り組んでまいります。

次に、「施策10 生産力と品質を高める農業技術の高度化」に関してでございます。

所得の向上を図る上でも、生産性の向上と低コスト化の推進は重要なことから、地域特性に応じた技術の開発・普及の推進に取り組めます。ICT活用による収量・品質の安定化及び効率化などについて御提案をいただいております。県といたしましても、実証事業による展示や研修会、現地検討会の開催や民間企業・他の研究機関との連携によるスマート農業の取り組みを推進したいと考えております。

次に、「施策12 農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用」に関してでございます。

耐用年数を超えた農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、「農業水利施設等のストックマネジメント」を推進いたします。また、新たに「再生可能エネルギーの活用の推進」の項目を設け、農業・農村が有する地域資源の利活用促進と地域振興に資するよう、農業用水利施設を活用した小水力発電や太陽光発電施設の導入を推進してまいります。

次に、「施策14 中山間・沿岸地域等における農業振興と農村活性化」に関してでございます。

ここでは、グリーンツーリズム等の推進による賑わいの創出、地域資源の新たな価値の模索、農産物直売所のビジネス支援、鳥獣被害対策などについて御提案をいただいております。

ます。そのような視点を考慮しながら、新たな項目を設けるなど取り組む内容について拡充しております。農業者が民間企業や地元住民と取り組む6次産業化などの取り組みを支援しながら地域資源を活用した農村経済の活性化に努めるとともに、食品関連企業等の誘致による雇用と所得の創出を図る取り組みを進めてまいります。また、鳥獣による農作物被害も深刻化・広域化しておりますので、鳥獣被害対策等による農作物被害の低減についても、しっかりと取り組んでまいります。

以上、新たな取組・拡充した施策の主な内容について御説明させていただきました。

次に、推進指標見直しの主な変更ポイントについて御説明いたします。

資料4を御覧下さい。

推進指標数として、現行計画では38指標ございますが、見直し後は、42指標ということで4指標を増やす方向で考えているところでございます。

現行計画から、取り下げた指標は、2指標ございます。1つは、施策10の「産学官連携による共同研究課題数」でございます。これは、連携による取組は定着し、目標も達成しているという理由から取り下げております。もう一つは、施策13の「認定エコファーマー数」でございます。これは、再認定の要件である新技術の取組の追加が困難なことから再認定者は少ない状況にありますが、技術レベルは維持している生産者は多く、実態を反映できていないという理由から取り下げております。

また、現行計画から変更した指標は4指標ございます。

施策1の「第三者認証GAP取得農場数」を「GAP導入団体数」へ、施策6の「新規需要米の作付面積」を「飼料用米の作付面積」へ、施策8の「中核肉用牛農家戸数」を「大規模肉用牛農家戸数」へ、施策11の「協働活動による農地等の保全面積割合」を「農村の地域資源の保全活動を行った面積」へそれぞれ変更しております。

また、今回、新たに設定した指標は6指標ございます。

施策2に関連し「みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数」、施策4に関連し「大規模土地利用型農業法人数」、これは100ha規模を想定しております。施策7に関連し「先進的園芸経営体数」及び「加工・業務用野菜栽培面積」、施策10

に関連し「大規模農業経営体数」、施策12に関連し「農業用水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数」を新たに設定しております。

最後になりますが、これまでの審議会で頂戴した御意見・御提案と中間案における位置づけについて触れたいと思います。

資料5を御覧下さい。

審議会等で頂戴した御意見につきましては、現行の基本計画、「みやぎの農業・農村復興計画」、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」を踏まえながら検討・整理をさせていただいております。御意見は21のカテゴリーに区分させていただき、中間案における各施策や取組項目に位置づけたり、反映させていただいております。

また、資料6を御覧下さい。

これは、8月7日に行われました審議会全体会において頂戴した御意見をまとめたものです。幅広く御意見を賜っておりまして、施策の推進へ背中を押していただいたと捉えております。特に、カテゴリーの計画全般のところにあります。農業・農村を核として地域・人が元気になる地方創生からの視点、あるいは、産業政策と地域政策の関係が見えづらいなどの御意見を複数の方から頂戴しました。

また、別冊1の13ページに第3章といたしまして、計画で目指す将来の姿について示しておりますが、その記載内容について不十分であったこともあり、方向性が見えづらい、分かりづらい部分が生じるなど言葉や表現が不足していたと思っております。

これらにつきましては、本日、御審議いただく内容と合わせまして、今後、整理・検討を重ねながら、最終案の作成に活かしてまいりたいと考えております。

以上、基本計画の中間案について御説明させていただきました。御審議をよろしくお願い申し上げます。私からの説明を終わります。

○伊藤部会長

ありがとうございました。ただ今、説明のありました事項について、皆さんから御質問、御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

先ほどの事務局の説明では、5月に部会を開催して、皆さんから出た意見を資料5に整理して、それを踏まえて別冊1、2のようにとりまとめており、そういったものも含めて、8月7日に開催された産業振興審議会にお諮りして、審議会の委員から出された意見、これが資料6になるとのことでした。資料5と6では重複している部分があるかと思えます。特に、資料6では計画全般に対してということで、農業部会以外の委員の方々から全体を俯瞰して見た時に弱い点などについて意見が出されております。今日、こういった点について後で皆さんと議論できればと思っております。

それでは、白鳥委員お願いします。

○白鳥委員

別冊1の方の13ページになります。農業を若者があこがれる魅力ある産業にということで、真ん中の線で囲まれている部分に「6次産業化や他産業との連携等、多彩な経営展開による他産業に劣らない所得の確保」という記載があります。あこがれる魅力ある産業、農業ということでは、消費者の方から喜ばれる精神的な充実感というのも当然ありますが、その他に、やはり現実的には所得が重要だと思います。先日の全体会の中でも、将来像のイメージが見えないという御意見もありましたが、他産業に劣らない所得の確保、これは一体いくらなのか、結婚して、家庭を守って、子どもを産み育てる、それだけの所得目標をはっきりと目標の中に数値化していただけないかと思えます。以前は、認定農業者の認定基準の所得が500万円という目標値が示されていた時もありましたが、そのようにある程度ははっきりとした金額を示せないものかと思えますし、あとは農業法人で働いている後継者、従業員等が結婚して子どもを産み育てる、それは一体いくら必要なのか、その法人の経営体によって、それぞれ給料が違うのは当たり前なんですけれども、一つの目標として示される、それがあこがれる魅力ある農業につながっていくのではないかと、それが現実的などころではないかと考えております。よく農業にあこがれて法人に就職したり、農業関係の仕事をして結局、所得が少なくて挫折する方々がいるわけですので、金額的などころ、所得もはっきり示せないかと思っております。

次に、16ページになります。将来像の目標の数値等出ているんですけども、水稻のところで、加工用米、米粉用米含むとなっておりますが、主食用の米と転作扱いの加工用米、米粉用米、飼料用米などを、一緒にしてのデータというのはいかななものかと思っております。やはり、主食は主食用米としての数値を表すべきで、その他の転作扱いの新規需要米については、それはそれとして数値を出さないとデータとして見えてこないのではないかと思っております。

以上です。

○伊藤部会長

これに関連して、他に皆さんから御質問、意見ありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、今、二点出たことについて、二点目の方からお答えいただいてもいいでしょうか。データの扱いで水稻の目標生産量を細分化して表現した方がよいのではないかという意見でした。それから、一点目の方で指摘されたのは13ページの関係で、所得を具体的に数値として情報発信してはどうかということでした。そういった点について事務局からお願いします。

○農産園芸環境課 廣上課長

今、お話のあったとおり、水稻の部分について、主食用米と新規需要米を一緒にしてしまふのはいかななものかということにつきましては、主食用米を今後、どの程度の面積にしていくべきなのか、それと裏返しの関係になる加工用米や飼料用米等の転作扱いの米をどの程度にしていくのか、その目標設定が難しいと思っております。というのは、主食用米につきましては、平成30年から国の関与がうすくなり、作る側の意図を相当盛り込みながら作っていくという部分がございますので、この辺については、もう少し検討させていただけないかなと思っております。確かに今の御意向は十分にわかります。

○農業振興課 高橋課長

若者があこがれるという部分で、所得目標があるべきだとのことにつきましては、この基本計画そのものには指標としてはありませんが、関連計画の農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の中で、農業の生涯所得を2億円前後を目標にした中で、年間所得目標480万円という数字を設定しております。この基本計画の見直しにあわせながら、そちらの骨格の部分を検討しております。これは他産業の所得の状況などを見据えながら、所得目標をどうするかということになります。ここ10年間、デフレも含め経済情勢が悪かった中で、他産業の所得があがっているという様子は現時点ではないようですが、いずれ見直しをかけていきたいと思っております。

○伊藤部会長

白鳥委員、今の説明でいかがでしょうか。

○白鳥委員

基本計画の中には具体的な金額は入れないということですか。

○農業振興課 高橋課長

計画上は関連していますので、県としての数字を持っているということについては間違いございませんので、表記することも含めて検討させていただきたいと思います。

○白鳥委員

あこがれるような所得が目標としてあれば、若者もやってみようかなということがでてくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、検討をお願いします。

○伊藤部会長

今、事務局からの説明にあったように、この基本計画の他に経営基盤強化促進法に基づ

く基本方針も同時に見直しが図られていて、この基本方針の中には所得であったり、経営面積であったり、具体的な数値がいくつか出てくるわけですが、そういう二本立てで進んでいるということ自体を、ここの委員の方々には理解していただいているけれども、県民はおそらくわからないと思います。かといって、今回見直していく基本計画の中に、全部盛り込むかといったら、それは今の段階では難しいので、白鳥委員の方からでた数値の問題については、最終的にまとまった基本方針や基本計画をもっと分かりやすい形のダイジェスト版で一つにまとめて県民に情報を発信するという工夫が必要なのかなと聞いていたんですが、そういった扱いは可能でしょうか。

○農業振興課 高橋課長

今回の見直しにあたっては、複数の計画が関連してくるので、これらをダイジェスト的にまとめることはできると思います。基本計画に何故載せていないのかについて、白鳥委員は疑問に感じていると思いますが、これにつきましては資料4に指標がありますが、毎年度、進行状況を把握できるものは指標化をできるだけ行い、本文に数値目標を掲げていますが、毎年度の統計がなかったり情勢分析ができないものについては、指標という形ではあげられなかったと御理解をお願いしたいと思います。

○伊藤部会長

もう一つ、先ほど白鳥委員の話の中にありましたし、資料6にもありますが、「若者があこがれる」将来像のイメージが見えにくい、というような意見が産業振興審議会からも出されております。基本方針で480万円と設定されているということですが、その水準自体が若者があこがれる水準なのかどうかということを考えると、イメージなどを出す時には、こういう平均的なものよりも、例えば宮城県の農業経営者で1,000万円以上の所得を稼いでいる経営者がたくさんいますよ、とか、それもまた、すごく笑顔になっている経営者の写真を掲載してみるとか、やりようによっては十分に他産業で働くよりも農業でも十分な所得が得られるというようなメッセージを出す、そういう出し方があると思います。

それと、先ほど、白鳥委員もおっしゃったようにライフサイクルに応じて当然、生活に必要な費用は変わってきますが、そういったところは全部は盛り込めないと思いますので、そこはわかるような記述とか配慮が必要なのかなと思います。それもまた、検討していただければと思います。

他、皆さん、いかがでしょうか。

では、安部俊郎委員お願いします。

○安部専門委員

認定農業者の関係でございます。各地でおそらく同じ状態だと思いますが、基準が甘くなっていると感じています。意欲があればそれで結構だとは思いますが、80歳代であっても認定農業者に新規で認定されるなど、そういう傾向が随所で見られていると思います。駄目というわけではないんですけれども、認定農業者制度の趣旨をしっかりとおさえておかないと、果たして認定農業者とは何だろうというような誤解を招く懸念がありますので、宮城版の基準のようなものがあったらいいのかなと思います。

それから、水田フル活用の点ですけれども、以前にもお話をしているんですが、飼料用米の作付誘導を国をあげて今やっているわけですね。果たしてこれが、県が目標値を設定している平成32年にどうなっているか、非常に怪しいところがあると私なりに感じております。国オンリーではなくして、やはり、宮城版というものも、もっともっと考えるべきではないかと思います。前に話したトウモロコシですけれども、こういった中で自給力を高めていくことがこれから非常に大切なことだと思いますので、作付可能な地域であれば、そういったものも取り入れた中での宮城版的な水田フル活用というものも考えていただきたいと思います。

○伊藤部長

「宮城らしさ」という話も出てきましたが、他、関連していかがでしょうか。

よろしいですか。では、今の点について、事務局からお願いします。

○農業振興課 高橋課長

認定農業者の認定基準の甘さがあるんじゃないかとのお話ですが、平成4年の新しい食料・農業・農村政策の方向に基づき、平成5年から地域の農業を守っていくためにある一定の基準の方々に将来の農業を担っていただく認定農業者制度が導入されました。当時も、融資や補助事業を活用する際に認定農業者という位置づけが必要ということがあったんですが、ここ数年の間に、特に経営所得安定対策が出た段階で、認定農業者でないとその制度を活用できないという規定があったこと、また、以前は、70歳までには認定農業者を御勇退いただく、あるいは、認定できないというような市町村レベルでの判断基準を持っていましたが、そうしていくとこれだけ農業者の高齢化が進んでいる中で、数がなかなか確保できないということもあり、現在は年齢基準の部分については緩和された状態になってきています。そういう意味で、宮城県はそうではないんですが、全国的には80歳であっても認定されるケースもでてきたというのは否めない部分であります。また、新たに、農地中間管理事業により農地を貸し借りしていく中で、人・農地プランで地域の担い手を位置づけることになっております。将来の農業を担うということについて、地域合意を得る形になりますので、認定農業者だけではなく、そういった担い手も出てきているところでございます。

○農産園芸環境課 廣上課長

飼料用米と水田フル活用の部分でございますけれども、確かに平成32年になったら飼料用米はどうなっているのか、不安なところはあろうかと思えます。県では、国が一生懸命飼料用米を進めているということもありますので、基本的な考え方とすれば、今、飼料用米がどうしても必要だという部分については、農家の方々の所得確保の意味も含めて、対応していきたいと思っております。ただ、それが飼料用米一辺倒ということにはなりません。本県には大豆や麦について、実需者からの要望がかなり多く来ているところがございますから、麦、大豆に飼料用米も含めて、宮城県としては水田をフル活用しながら農家の

所得確保を進めていきたいと考えてございます。飼料用米につきましては、所得確保の面からも必要だと考えております。

○伊藤部会長

ありがとうございます。安部委員，いかがですか。

○安部専門委員

前向きに努力していただきたいと思います。

○伊藤部会長

新規需要米も先ほどの資料4でしたか、指標値として「飼料用米の作付面積」に変更するという事です。平成32年の目標値についてはいずれ数値を入れることになりますが、指標値全てそうだと思いますが、国の政策の変更に伴って、この目標数値が変わり得るということをごどこかに注記をしておけばいいのではないかと思います。あとは、こういう飼料用米だけでなく、子実トウモロコシ等についても本文の中で、そういった取組を県としては積極的に支援するという記載があれば十分ではないかと思います。今の安部委員が言われたのも、産業振興審議会で行われている、宮城らしさをどこに出すんだと、全体的に網羅しているんだけど宮城県の農業・農村の目標、目指す姿といったところが、東北6県の中でも宮城はこれだという個性が見えてこない、という意見もあってですね、その辺も後で皆さんから御意見をいただければと思います。

他の方々から質問等いかがでしょうか。阿部聡委員お願いします。

○阿部専門委員

イグナルファームの阿部でございます。先ほど白鳥委員や安部委員からいろんな御指摘があるんですけども、皆さんの意見を聞き総合的に考えると要は所得なのかなと思いました。農業者の所得があがらない背景がどういうところにあるかを考えてみたんですけど

ども、結局、機械代、燃料費、資材費、人件費等々毎年あがっていますが、農業生産物の価格だけはどうやってもあがっていないと、逆に下がっている、そういう現状が見受けられます。そういうところを何とか打破していかないと、例えば加工業者や小売業者については、資材の高騰のため商品を値上げするというをよくニュース等で見るとは、第1次産業者、あるいは農業者の場合は、おいそれとは農産物の価格を上げられないのかなと感じています。そういうところを変えていかないと次世代の若い人たちもついて来ないですし、これから農業をやろうという気持ちにもなかなかこたえてこないのかなと感じました。そこを皆さんに審議していただきたいなと思っております。

○伊藤部会長

質問というよりは、問題提起ということで、どうやったら農業所得を維持ないしは増加できるのか、特に生産物価格がのびないというよりもむしろ低下している状況のもと、資材価格それから労働を含めた投入要素の価格は上昇していると、どういうことをやれば、農業所得を増やすことができるのか、こういった点について皆さんから御意見を伺いたいということなんですが、こういったことで、きっといろんな知見をお持ちの伊藤恵子委員いかがでしょうか。

○伊藤（恵）委員

付加価値を付けるというのが、一番なのかなと思っております。実際に生産したものを農協に出すだけの場合と、自分で付加価値を付けた場合とでは、特に米ではかなり違いますね。一概には言えないんでしょうけれども、まずは、付加価値を付ける、ただ、付加価値を付けた時に個人の裁量が大事になってくると思います。結局、みんな同じ物を作ったのでは意味がないので、私の場合には、おにぎりとか餅をみんなが作っている時に、別な商品を開発し、販売しました。そういうことが大事になってくるのかなと思っております。

○伊藤部会長

ありがとうございました。付加価値を付ける、最近の言葉では6次産業化ということで、農産物の生産から加工、製造、販売といったところに自ら乗り出していく、その分の付加価値を自らの物にしていく、ただ、よその人と同じ物を作っているのは、なかなかマーケットを作れない、ないしは、自分の売り先が見つからないということで、他の人と違った物、商品を差別化する、差別化された商品を開発していくという視点、それも大事ですよという意見だったかと思います。そういった所に取り組んでいるのは白鳥委員とか安部俊郎委員も取り組まれていると思います。そういった点で、生産物価格が低下する中で所得を増やすために何が必要か、他に何かいい知見がありましたら、白鳥委員いかがでしょうか。

○白鳥委員

永遠の課題なんですけど、やはりプロとして一流な物を作るということが一つあると思います。やはり、みんなと同じ商品、野菜でも果物でも何でも人よりずば抜けておいしい、品質のいい物を作るということが一番の課題であって、それから、いかにそれをどう売るか、その中の販売のマネジメントをどうするか、よくこういう審議会でも消費者との交流とかでてますよね。そういうことも含めて、消費者と交流して、理解してもらって、食べてもらって、気に入ってもらって、そういう努力が必要になってくるのではと思っております。やはり競争ですね。作れば売れる時代ではありませんので、いい物を作っていかに適正価格で販売していくかという努力をやっていかないと生き残っていけないと常々感じております。

○伊藤部会長

ありがとうございます。同じ点を安部俊郎委員にも回答していただいて、その後、そういう資材価格が増加したものがなかなか生産物価格に転嫁しにくい、そういう環境の中で、買っていただく人たちの理解とかいうことも大切だと、そういう視点では生協の大友委員とか、現状の生産物価格がなかなか上昇しない状況の中でどういったことが大切と思うのか、それから、同じ点を斉藤緑里委員にも御意見をいただければと思います。まずは、安部俊郎委員

からお願いします。

○安部専門委員

経営面積については、機械の効率化等を考えた場合には、25～30haくらいが最良の規模と思います。私たちの現場においては、地域事情を考慮し100haで経営を実践しています。地域バランスをよく検討しながら適正な規模決定をされるのが一番であると思います。

また、低米価及び各種農産物の価格変動にも対応できるような高付加価値化を目指す6次産業化は絶対必要であろうと考えます。

○伊藤部会長

ありがとうございます。大友委員いかがでしょうか。

○大友委員

先ほど消費者への理解という話がありました。私は県外出身ですけれども、宮城に来るまではご飯がおいしいとかあまり感じたことがなかったんですが、ある時、宮城のお米は本当においしいということに気がついたんですね。実は、宮城の人たちはそれが当たり前だと思っているのかもしれない、本当は食材にしてもすごくいいものがあるのに普段皆さん食べているから、それが当たり前だと思っているのかもしれませんが、外から来ますと本当にこんなにおいしいお米や食材があるというのは、宮城の人たちは本当に幸せだと思うんですね。そのことを実は皆さん気づいていなかったりして、それをまず、県内の人たちに伝えないと広がっていかないのかなと思っております。13ページに食材王国みやぎが全国に浸透しと書いてあるんですけれども、どういうふうにして浸透していかれるのかなと思ったんですね。みやぎ生協の中でも今年の3月まで「食材王国みやぎ」の食材を皆さんに試食していただいていたんですけれども、これが「食材王国みやぎ」だとわかって試食していたかどうか分からないですね。「食材王国みやぎ」なんですよという

ことをもうちょっといろんな消費者の方に一言でも多く言っていけば、消費者の方もこんなにおいしいものが宮城にはあるんだなと理解すると思います。まず、県内から足元を固めていくのが大切なんじゃないかなと思います。前回の全体会の時にも、言ったんですけども、ここでおいしいものが食べられるんですということも、まず、食育のところから固めていくのも大切なんじゃないかなと思います。

○伊藤部会長

ありがとうございました。同じ消費者の視点で斉藤委員いかがでしょう。

○斉藤委員

ものの値段というのはすごく難しいと思うんですけども、買う側も世間でいっているほど、そんなに給料が上がっている訳ではなくて、ニュースでいっているほど、自分達のお財布事情はそんなによくはなっていないというのが、普通の実感だと思います。そうした中で、どうしたらお財布を開くのかということですが、やはり、お財布を開かせるのに値する物、本当に価値のある物にはお金を払いたいという人も確実に増えているなどというのは実感をしています。私も、付き合いのある農家が数多くおりますけれども、そういったつながりを持っていての方の農産物だとあまり値段を考えないで、お財布を開くこともできますから、やはり複数の委員の方がおっしゃっていますけれども、理解を求めるとか交流するとかと言葉で言うと簡単なんです、本当の意味での理解とか交流というのは、どうしても数とか数値目標にすごくしづらい部分だと思うんですけども、そういったことを地道に地道にやっていくことがすごく大切なんじゃないかなということを感じています。あと、大友委員もおっしゃったんですけども、宮城は何がすごいのかということがすごくわからないところが弱みなんですけれど、これは、もしかしたら強みじゃないかと私も思うんですね。それから、前回の全体会の時に宮城は何が一番売りたいんですかという意見があって、私はそれが決められない、難しいところが宮城の個性だよなって思ったんですね。米一辺倒だったから、いろんなものをちょっとずつ作っているというのが私は宮城の良さだと思っているんですよ。これを弱みだと思ったら弱みですよ、大産地もあ

まりない、ただ農家の方のお裾分けをしてもらうような感覚で、本当に新鮮なものを日常的に食べられるというのが、特に野菜もだし、肉も魚もそうなんですけれども、私は野菜ソムリエなので野菜に特化して言うと、スーパーには全国のもものが売っていますけれども全国の旬と宮城の旬の違いということもきちんと見るとわかる、そうしたことが宮城の弱みでもあるけれど、これ逆手にとったら強みで、だからこそ食材王国って言えるんじゃないですか、私は思っています。だから、何が売りというのがないのが売りっていうのが、すごく売り方としては難しいと思うんですけども、だからこそ、すごく豊かなんだというところを上手にだすともっと変わるんじゃないのかと思います。そしてそれを、もちろん全国に知ってもらうのはすごくいいんですけども、県民がもっともっとここですごい豊かなんだよねということに気がつくことが大事だなというふうに感じています。

○伊藤部会長

今の斉藤委員それから大友委員の意見というのは、これからのことを考える上で非常にアイデアがたくさん入っていたかと思います。

同じ事について、稲葉委員と後藤委員、御意見あったら出していただければと思います。

○後藤専門委員

高校野球は白河越えしなかったようですから、国のグローバリズム、フリーマーケットのような農業政策についても白河を越してはならないというぐらいの気持ちでつくった方がよいのではないかと思っています。ということは、先ほど、地域の良さがあるとか、何が豊かなのかとか、根本的に考え直す必要があるんじゃないかという話もありましたが、資料6の計画全般のところ、単語だけ言うと「横軸」だとか「サステイナブル」、「地域政策」、「個性的な展開」、「宮城らしさ」という言葉がのっていますが、これは漠然とした不安を持っているからだと思うんですよ。要するに、競争力を持つために「規模拡大」だとか「輸出」、「6次産業化」、「IT」、こういう言葉が並べば並ぶほど、本当に大丈夫なのかという思いがするんだと思います。もちろん、マーケティングも含めてきちっとやればそれなりに成功する人はいるんでしょうけれども、

政策で大事なものは、それで成功しない地域もあるということ、その部分のセーフティネットをどう作っていいのかということが、一番重要なんだろうなという思いがいたします。ということで、担い手づくりについても、個別の担い手づくりの視点から地域全体の担い手づくりの視点のための仕組みづくりなど、根本的に見直す必要があるのではないかなという気がします。それがもしかすると、特徴のない宮城の生き残る戦略かもしれないですし、全国的にもおそらくめずらしい戦略、宮城らしさになるのではないかなという気もしますので、大産地化、大規模化を目指す道だけが道ではないことをどこかに織り込んでもらえれば、ありがたいなという思いがしました。以上です。

○伊藤部会長

ありがとうございます。稲葉委員いかがでしょうか。

○稲葉専門委員

遅れての参加で申し訳ありません。よろしく申し上げます。

私自身は農業に普段従事しているわけではないんですけども、今、皆さんのいろいろなお話を伺って、宮城らしさって何だとか、個性って何だとかという話がある中で、政策そのもの、県がどういう目標をつくるべきかというところにつながると思います。計画は、わりと大まかなものであると思うんですけども、だんだんそれが実際の業務においていく時に、具体の姿が見えずに仕事がおりにいたりとか、政策が施策になる時に具体的でなく言葉だけになっていたりすることが非常に多くあるのではないかなと感じています。特に、食材王国みやぎについては、県産品のブランド化を図ると書いてあるんですけど、県産品のブランド化って具体的にいうとどうということなんだろう、それが日本語で説明できる人というのはどれくらいいるんだろうと感じるんですね。ブランド化というのは食材王国みやぎのロゴマークを使って販売することではないし、食材王国みやぎの旗を使って売っているものがブランド化という訳ではなくて、こういうものが宮城のブランド化ですというふうに具体的に言えるかどうかだと思んですが、そこが具体的にないこととか、県民に伝わっていないこととか、そういうことがあって何となく特徴がない宮城、宮城らしさとは何だろうということにつながっているのではないかなと感じます。

先にサステイナブルとかそういう言葉がありましたけれども、言葉を入れればいいわけではなくて、それが何を指すのかを説明できるように作っていくべきではないかというふうに思っています。それが一つ。

もう一つは、個々の農業者の方は皆さんそれぞれにがんばっていると思っていて、それぞれに値段を上げる努力をしていると思うんですけども、県としてどういう方向性で支援していくのかということ考えた時に、政策とか施策もそうなんですけれども、例えばですね、プロモーションでアンテナショップの話がでていまして、アンテナショップに人が何人来たという、そういう数字だけの話だけじゃなくて、何人の人が来て、何人の宮城の農業者とつながったのかという数字とか実績をとることはできないのかなと感じています。アンテナショップ自体は物品販売だけではなくて、観光のスペースもあるので、そこに来た人が、物品を買い、観光の情報ももらって、何人そこから宮城に来ているかというデータはおそらくなかなかとりにくいんじゃないかと思えますけれども、そこをどういうふうに有機的に回していくのかを考えるのが県としての戦略だと思います。そういうものがあると実際の農業者の方々も、じゃあ、あそこに出すことが次にこちらに人が来る何かの理由になるとか、つながりがつくれるものになるとか、そんな風にして、現地ではさらにがんばっていけるんじゃないかなと思います。県の役割と農業者の役割をもう一回見直しながら考えていけたらいいのではないかなと感じます。以上です。

○伊藤部会長

ありがとうございました。阿部聡委員から、どうやったら所得を増やせるのかということで、皆さんからいろいろお話をさせていただきました。さらに、宮城らしさということについても、皆さんから御意見をいただきました。見えてきたのは、それぞれ売り方とか高品質なものを安定供給することとか、商品の差別化、6次産業化といったようなことも所得を増やすところでは大切だというようなことでした。ただ、農産物全般で考えますと生鮮野菜等は別にして、今、お米等にしても業務用としての供給が増えてきています。そういう業務用として生産して供給するといった場合に大切なのは、価格が安定するような取引の仕方をして、端的に言えば、契約栽培などをイメージしてもらえばいいんですが、それをするによって数量と価格が固定していれば、

売上は見えてくる、そこからどれだけ努力をしてコストを下げる工夫をするかといったことでも所得は増やすことができると、そういったものに非常にマッチする、適応する品目というのもあると思うんですね。そういうものというのは、おそらく、お米であったり、麦、大豆等の加工用の作物なんかもそういったものになるかと思います。また、野菜等でも重量野菜等の加工向けの野菜、こういったものなんかも今、話したような契約栽培を実施することによって、随分と経営の計画をたてやすい、見通しをたてやすいというようなことは、これもある意味では、所得をはじき出して、それが若者が魅力として見えるような、そういう組み立て方になるかと思います。その一方で、宮城らしさ、特に食材王国というキーワードで皆さんからお話をさせていただいて、斉藤委員の方からは、何でもある、少量多品種、たくさん作れる、それが弱みでもあり、見方を変えると強みにもなる、大友委員の方からも県外から宮城県に来ると非常に宮城の食材というのはたくさんの種類とか、質も高くおいしい、そういう意味では価値が十分県民に浸透していないのではないかと、そういった少量多品種というものの売り方、売り方というよりも買ってくれる消費者の考え方、価値の見出し方ですね、それに合わせて対価を払ってもらうということからすれば、市場で値づけられる価格よりは高く売れる要素を持っていると、そういった宝をたくさん抱えているのが宮城県、それで食材王国という言い方なのではないかというような話がいろいろな委員からでたかと思いますが。そういった意味で、一律にこれで所得があがりますよというのは難しいんですけども、作物ないし各作物の品種毎にも随分と攻め方というのは変わってくるんだろうなと思います。その部分をこの基本計画の中に、こと細かく盛り込めないんですけども、その部分については先ほど事務局からでたように基本構想の方に目標とすべき経営体を出す時にいくつかの類型の中で出せるのではないかと思います。また、20代、30代の経営者であった場合、目標所得がこれであればどんな組み合わせが可能とかですね、それが40代、50代になってきて、所得が20代、30代の倍くらい必要な場合には面積を増やすだけではなくて、組み合わせを考えてまた変わると、そんなところに今まで出た意見を反映させていただければと思います。

振り出しに戻って、阿部聡委員いかがでしょうか。

○阿部専門委員

数としては法人経営体よりも、一般的な家族経営をしている農業者の方がはるかに多いと思います。そういった人たちをサポートしていく必要が一番あるのかなと感じております。僕らみたいな法人経営体であれば、いろんな売り方の工夫をするのは可能です。しかし、家族経営体の場合は、地元の農協、市場に販売を頼らなければ、自分たちの労力を維持できないので、その辺を県の方でバックアップできるような体制ですとか、支援を考えて欲しいと思って意見いたしました。どうぞ、よろしく願いいたします。

○伊藤部会長

一度ここで事務局から御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

○農業振興課 高橋課長

まず、食材王国みやぎをどのように発信していくのかという御意見もありましたので、現在取り組んでいる方向、あるいは計画に盛り込む部分について食産業振興課の方から説明いたします。

○食産業振興課 金岡部技術副参事兼技術補佐（総括）

食産業振興課の金岡と申します。いろいろ多方面から御意見をいただきましてありがとうございます。

食材王国みやぎの中におけるブランド化とは何かというお話がございました。ブランド化を一言でいうことはとても難しいことだと思っております。食材王国におけるブランド化についてですが、次の三つの要素から構成されるものと定義をしております。一つは「差別化」ということで、他商品に比べて明確に区別される特徴を持ったものであることです。二つ目は「約束性」、守るということで、商品の安全、安心や特徴を具体的に消費者や実需者の皆さんに約束をして満足感を与えるということです。最後に、もう一つは、プラスアルファのところ、**「差別化」**、**「約束性」**などで得た内容を維持することができる**「持続性」**ということです。この三つを持って、食材王国みやぎにおけるブランドと私どもはさせていただいております。このことはホーム

ページなどで公表させていただいておりますが、なかなか目立たないところがありますので、私も職員一人一人がブランドの定義をしっかり認識をし、今後もいろんな場面で、PRしていきたいと思っております。また、食材王国みやぎの推進にあたって、県内を固める、足元をきっちり固めていくことが必要だろうというお話をいただきましたが、その通りでございます。食材王国みやぎの振興の中の大きな柱の一つが「地産地消」でございます。地産地消の推進にあたりましては、年数が経ってきて、目立たなくなっているところがございますが、毎月、第一金、土、日曜日を地産地消の日とさせていただいております。みやぎ生協ですとか大手の量販店の皆様にも御協力をいただきながら、県民の皆様にも、地域の食材を御理解いただく機会を民間の実需者の皆様と連携して広めているところでございます。この地産地消の取り組みをどのように展開していったらいいのか、ぜひ、皆様からもお知恵を頂戴したいと思いますし、こちらからも食関連の事業者の皆様には、連携をお願いしてまいりたいと思っております。また、全国に向けてというようなところで、食材王国の発信というお話もいただきました。品目によって、県内である程度、収束するものもありますし、全国展開をにらんでいるものもございます。まず、全国展開にあたっては、消費者の皆さんに魅力を体感していただくというのが一番だと思っております。体感していただくというのは、食べていただくあるいは生産者の方々と交流をしていただくということでございます。東京の池袋にある宮城ふるさとプラザ、今年の7月17日に10周年を迎えまして、リニューアルオープンさせていただいたところでございますが、リニューアルオープンの最初の二日間は水産関係、ホヤの生産者の方々に交流イベントをさせていただきました。その後も、様々な生産者の方々の交流イベントを組んでいるところでございます。生産者の方々が直接、消費者の皆様に訴えるあるいは、自分たちの思いをお話いただくということを通じて、宮城とのつながりが少しずつ強くなっていくものと思っておりますので、そういった機会をぜひつくっていききたいと思っておりますし、農業法人の皆さん、あるいは今日おいでの法人の皆さん、自分たちもやってみたいということがあれば、ぜひ御相談いただければと思っております。最近、全国の飲食店の皆様、ホテルの皆様等々からも宮城の食材を応援をしたいというありがたいお言葉を頂戴してございますので、そういった方々には宮城に来ていただいて、現場を見ていただいて、生産者の方とふれ合っていただいて、食材を提供いただくという機会を設けてございます。

今後とも、まず体感をしていただくということを前提にしながらやっていきたいと思ひます。ぜひ、こういった取り組みが効果的なんじゃないかという御意見、御指導をいただければ幸いです。どうもありがとうございました。

○農業振興課 高橋課長

部会長の方からまとめていただいた所得をあげるために、どういった経営を行うかということについては、先ほど申し上げたとおり、基本方針の中で、指標を現在、算定中でございます。規模と水稲なりあるいは園芸、畜産も含めた品目の組み合わせで、その所得目標をあげられるんだという指標を提示させていただきたいと思ひます。それから、JAの後藤委員からいただいたグローバルイズムの中での競争だけではない部分があるのではないか、ということについてなんです、地方創生の視点、人口減少社会の中での農業・農村のあり方というものも、議論は必要だろうと考えております。今回の農業白書では、若者の田園回帰のきざしという分析をしていますが、この部分は、私どもの方も注視して見ていきたいと思っております。田園回帰の動きですと、都市住民の3割が農山漁村への定住を希望、特に若い世代の20～29歳では、ほぼ5割が希望しているということでございます。若者があこがれるという部分の定義については、所得をあげるという部分もあるかと思ひますが、こういった田園回帰の動きの中では農村の良さ、多面的機能などについても、しっかり考えていかなければならないと思ひているところでございます。

○伊藤部会長

ありがとうございました。今、4時を回りまして、予定として4時20分くらいまで、皆さんから御意見をいただきたいと思ひています。

今、事務局の方から、産業政策という話がありました。今日の説明の中でも、別冊1の13ページの「農業を若者があこがれる魅力ある産業に」、これは第2期の基本計画に掲げたスローガンになるわけですが、ここに産業という言葉があるので、産業政策が前面にでて、そこからもれてくる地域政策とよくいわれますが、こういったところはどうなるんだろうか、といったところが今、いくつか意見としてでてきております。ではその部分で、この魅力ある産業にとい

うこと自体も変更しようか、といったところで、今、中間の見直しですので、それはまた、5年ぐらいじっくり時間をかけて、動きを見たりしながらになるのかなと思っております。ただ、皆さんの意見の中には当然、産業政策と地域政策これをうまく組み合わせてバランスよく農業・農村の発展に生かさなきゃいけないという思いが、端々に表れていますので、この部分の変更はしないけれども別なところに地域政策については、こういったことに取り組んでいるというようなものもできるだけ盛り込んでもらえれば、今回の見直しではいいのかなと思っております。その地域政策の具体ということで、今、政府が積極的に提唱している地方創生ですが、この地方創生になりますと、農業への支援だけではなくて、農村の暮らしとか農村のインフラ整備とか、そういったところに対するいろいろな支援が盛り込まれてくると思いますので、今後、その地方創生をどうやってうまくこの基本計画の中に盛り込んでいけるか、そういうことも視野に入れて修正を進めていっていただければと思います。

それから、別冊2ですけれども、この別冊2は先ほど事務局からの説明があったように、左側の方には施策の主だった内容があって、それを右側の方では具体的にポンチ絵などを使いながら、わかりやすく書かれています。その中で、施策2の一番下、「交流機会の拡大及び情報発信の強化」のところですが、これは、なかなか浸透していない「食材王国みやぎ」について、どうやって情報発信するかということで、インターネットの活用とかグリーンツーリズムとか、いろいろ必要な部分が盛り込まれているんですが、こういったことに取り組むのはみんな大人の取り組みというか、大人の目線での取り組みです。もう少し、若い世代、特に10代の情報発信があってもいいと思います。これから宮城の食材王国を盛り立てる中心、主役たち、プレイヤーであったり、それから農業に飛び込んでいく若者、多分、今の10代が、農業とか食ということにどれだけたくさん関心を持つか、しかも宮城県の食材にどれだけ関心を持つか、ということが大切なことで、それを受け身に考えるだけじゃなくて自ら発信してみるというようなことがあっていいのではないかと。具体的に言えば、例えば、10代の高校生とか中学生に、食材王国の情報発信を担ってもらうため、修学旅行のうち1日、訪問先の空き店舗で宮城の食材を売ってくるというようなことがあってもいいと思うんですね。そうすると、宮城の食材の情報を自分たちで調べて発信しなければいけないと同時にそれを販売するという行動を通して、相手の反応も見えてくる、そういっ

たようなことも考えてみてはどうでしょうか。抽象的な話ばかりではなく、こういった具体的なことも、皆さんからいろんなアイデアを出していただければと思います。

今回の農業部会のあと、パブリックコメントをいただいて、最終的には11月に最終案としてまとめて、また皆さんの御意見をいただくことになるんですが、今、パブリックコメントをいただくのにあわせて、皆さんからの具体的な御意見をいただければと思います。

伊藤恵子委員お願いします。

○伊藤（恵）委員

実は私も、とれたての野菜を食べられる幸せというのを都会にいて初めて知って、すごく感動しました。最近、宮城の食材を欲しいとか、お米が欲しいとか、何人かの都会の方と話をする機会がありました。そういう中で、私たちは、作ることはすごく上手なんですけれども、先生が言われたように情報発信の部分が農業者に一番欠けていると思いました。そのためにもグリーンツーリズムが大事だと思っていますが、町のグリーンツーリズムに対する意気込みっていうのは、あまり感じられないし、県のグリーンツーリズム協議会がありますけれども、それに加入している市町村は少ないですね。町も一緒になってやってもらわないと、ある程度のことしかできないので、多くの市町村が協議会に加入するよう、もう少し理解を広めていただけたらなと思います。

○伊藤部会長

ありがとうございます。いくつか御意見をいただいてから回答いただければと思います。

白鳥委員お願いします。

○白鳥委員

交流とか情報発信の手法として、今、観光農園という形で、遊びで農業を体験してもらうことが、都会近郊の方で、結構受けているようでございます。やはり、先ほど先生が言われた、子どもから大人までの情報発信の中では有効ではないかなと思います。それと、市民農園という形で

農家でないサラリーマンの方々が、農業の楽しさも、当然ながら農業の難しさも体験していただいて、農業の理解に進んでいってもらいたいなと思っております。ですから、そういう情報発信の中で、観光農園とか市民農園のような取り組みも考えていければいいのかなと思っております。あと、県の物産振興協会の方で、東京、千葉、広島の百貨店などで年間を通して宮城県の物産展をやっております。私も以前お世話になったんですけども、その時は1週間で1億円の売上ノルマを課せられ、実際には9,000万円くらいの売上でしたけれども、それだけ都会の方では購買力があるわけでございます。ですから、地元、地産地消も当然大切ですけども、そういう都会の方にでるというのも大切だと思います。マージンが22~25%くらいとられますので、これをみでの価格になります。それでも1週間で9,000万円売ってくるというところがございますので、そこでの交流でつながって、後の通信販売等にもつながってきますので、そういう情報発信は必要だと思います。

○伊藤部会長

ありがとうございました。もう一つ二つ、御意見あれば受け付けたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局の方からお願いします。

○農村振興課 浅野課長

伊藤委員からお話のありましたグリーンツーリズムの推進の関係でございます。

今年、みやぎグリーンツーリズム推進協議会が設立10周年を迎えて、6月1日にフォーラムを開催させていただきました。こういう機会を通じて、協議会の会員募集などもさせていただいております。また、会議等あらゆる機会を通じて、拡大に向けてPRを行い、協議会自体の基盤を強くしていこうという思いでございます。ただ、市町村においては、予算の関係などもありますので、すぐに加入できるという状況ではありませんが、引き続き、拡大に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○食産業振興課 金岡部技術副参事兼技術補佐（総括）

伊藤部会長より高校生の皆さん，若い世代からの情報発信の話をいただきました。私どもが手がけている事業の一例でございますが，高校生の方々を対象に宮城県産の食材を使ったお弁当コンクールを実施しております。昨年度は27校，137件の応募をいただきました。それぞれ皆さん地域の食材を活用いただいて，材料の値段の制限とかいろいろありますが，知恵を絞っていただいて，とても特徴的なお弁当を作っていただきました。そのうち入賞された4点につきましては，大手のコンビニエンスストアに御協力をいただいて，期間限定ではございますが，販売をさせていただいております。今年もそのような取組を計画しておりますので，高校生の方々の感性も十分に発揮いただきながら情報発信をいただきたいなと思っております。

○農業振興課 高橋課長

白鳥委員の方から観光農園，市民農園のお話をいただきました。観光農園の中で非常に受けている体験についてはグリーンツーリズム等含めて考えていくということになります。特に市民農園については，農地法の関係で市民の方が10坪くらいの農地も借りることはできませんでしたが，「市民農園整備促進法」が整備されてからは，開設者が市民農園として小さな単位の面積の農地を貸すということが可能となりましたので，そういったところをぜひ活用しながら進めていければと思います。一方で，農業大学のニューファーマーズカレッジの定員がここ2年間ほぼ充足している状況から，市民の方々の農業体験についての関心はかなり高いと思われます。このため，大学校の方でも，ここの部分の拡充を今後も図っていきたいと考えているところでございます。

○伊藤部会長

ありがとうございました。時間も予定していた時間を迎えたので，そろそろ一度区切りをつけたいと思います。市民農園の話などもありましたけれども，今，マイファームとか貸し農園方式で，農地を持つ人とそれを管理する人，それを利用する人，三方両得というようなやり方も広がりつつありますが，こういったものが広がるには一定規模の都市を抱えているところということ

があるんだと思います。そういう意味で、宮城らしさということで先ほどから話がでたんですが、仙台という100万都市を抱えている、そういったところを含めて展開するという意味では、条件はいいのだらうと思ってますし、それからグリーンツーリズムも観光と農業との連携、農村のツーリズムの中で、いろんな連携の仕方があるわけですが、特に一つの町と限らずに、例えば一つの川の流域全体でそのツーリズムをやるとか、いろんなイベントとあわせると複数の市町村にまたがった観光とツーリズムとか組み合わせできると思うんですね。東北のゲートウェイとしてよく宮城は言われますので、宮城らしさというものを、そういったところにも発揮できるのではないかと考えています。そういったものも含めて皆さんから、まだ1か月くらいは時間的に余裕があると思いますので、今日お話しできなかった意見とか事務局の方にメールとかF a xでお伝えいただいて、できるだけ、いい意見を中間とりまとめの中に盛り込んでいただくように御協力していただければと思います。なお、最後に一点だけですね、気になっていたのが、例えば資料3のIV「農村の経済的な発展と生活環境の整備」ですが、先日の産業振興審議会の中で、このIVの部分というのは、農村の農的な暮らしと生活環境の話なので、産業政策とはどうもなじまないんじゃないかと、そこに何故、経済的発展という文言が出てくるんだという話がありました。経済的なのというのをとってしまうのも一つの手かとは思いますが、それよりも農村の次に社会という文字を入れて、農村社会の経済的発展ということで、経済面と社会、暮らしの両方、豊かにしていくというそれに向けた施策の展開ととりまとめましたというような扱いができるかと思います。その辺も後で、御検討いただければと思います。

時間を迎えてしまいました。まだ、意見あるかと思いますが、ここで締めたいと思います。皆さんからの貴重な御意見ありがとうございました。今日の各委員の御意見を踏まえて、事務局の方で中間案の修正をしていただければと思います。

それでは、議事（2）その他として、今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

○司会

今後のスケジュールについて、御説明いたします。資料7を御覧下さい。

本日いただきました御意見等を反映させた修正案ができましたら、県民の方々から御意見を募

集するパブリックコメントを実施したいと考えております。その後、11月中旬頃を目途に次回、第20回の農業部会を開催する予定としております。ここでは、パブリックコメントによる御意見を踏まえた最終案を提示させていただき、御審議いただくことを予定しております。具体の日程につきましては、改めて調整させていただきます。以上でございます。

○伊藤部会長

スケジュールについて、何か御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今後、このスケジュールで進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

他になければ、以上をもちまして、議事の一切を終了させていただきます。審議会の円滑な進行への御協力ありがとうございました。

○司会

伊藤部会長ありがとうございました。

以上をもちまして、第19回宮城県産業振興審議会農業部会を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。御苦勞様でございました。